

在留邦人に対する新型インフルエンザに関する説明会の概要

平成21年5月22日
在メキシコ日本大使館
現地対策本部

1. 日時等

- (1) メキシコ日本商工会議所緊急例会における説明
平成21年5月21日 10時～12時
- (2) メキシコ日本商工会議所以外の邦人に対する説明会
平成21年5月21日 16時～17時半

2. 説明内容

(注) 上記(1)、(2)における説明内容は同一で概要下記のとおりです。また、事前に提出いただいた質問に基づいて説明を行いました。

(1) 小野大使挨拶 (大使館としての活動)

- 大使館にとっての最も重要な任務は、邦人の生命や財産の保護であり、今回の新型インフルエンザに関連してできる限りのことをしたいという思いの元に、24日に現地対策本部を設置した後の大使館の主な取組として以下の活動を紹介しました。
 - 24時間体制の相談窓口の設置
 - 邦人の方々の動向・安否確認
 - 墨政府等からの情報収集と、電子メール(現時点で50通程度)やホームページを利用した邦人への情報提供
 - マスクや抗インフルエンザ剤の備蓄とマスクの配布(約1200枚配布) 等

(現状認識)

- メキシコ市では経済活動や学校が再開されましたが、その後の流行状況については現時点で判断できるだけの十分な情報が得られていないために、先月25日ごろのピークは過ぎたとはいえ、引き続き警戒を求めました。
- あわせて、日本の厚生労働省諮問委員会が「病原性は不透明ながら罹患者は比較的軽症で回復している」と述べている点を紹介しました。

(査証免除一時停止、渡航情報)

- 日本はメキシコに対して査証免除一時停止措置をとり、メキシコへの渡航情報も非常に高い状態にあります。東京の対策本部と密に連絡を取って、当地の現状や世界各地での感染状況、他国の対応等を踏まえ、今後の対応を検討している状態にあることを説明しました。

(大使館からの依頼事項)

- 予防対策(うがい、手洗い、マスク)の徹底を引き続き呼びかけました。また、今回の調査の中で、在留届の提出率は約8割、その中で連絡が取ることができた方は約8割でした。結果的に在留届に基づく調査では約6割の邦人しか把握できないことが判明したことを踏まえて、あらためて、在留届の提出を求めました。

(2) 新型インフルエンザの現状報告(配付資料参照)

- 墨政府の発表する統計に基づき、ピークは過ぎたものの、引き続き感染者が出ていることから、注意が必要であると指摘しました。また、墨政府の能力の限界もあるため、現時点での流行状況を把握するには数日間は待つ必要があることを説明しました。
- メキシコでは死亡率が高いと言われているものの、墨政府が新型インフルエンザについて公式に発表した後の24日以降の数字のみで見ると、発症者3705人に対して死亡者7人であることから、死亡率は0.2%のみであることを説明しました。
- また、州別、性別、年齢別等の死亡率についても政府の発表した統計を紹介しました。

(3) 新型インフルエンザの予防と対策

- 予防のための方策として、マスク、手洗い、うがいを奨励しました。
- 当地の医療機関から得た情報として、新型インフルエンザ患者に対して、一般のインフルエンザ患者と同様の対応を行っていることを紹介しました。
- 抗インフルエンザ・ウィルス薬(タミフル)の副作用とともに、当館備蓄のタミフルは原則として事前には配布しないことを説明しました。

(4) 今後の対応

- 大使館として、今後とも当面の間、電子メールやホームページ、邦人相談窓口による情報提供を継続することを説明しました。
- 渡航情報や査証免除の一時停止措置については、当地の現状や新型インフルエンザの毒性等も勘案した上で対応することが必要であるということで、東京の対策本部と密に連絡を取っていることを説明しました。((注)その後、「大使館領事部からのお知らせ」第51号及び第52号にてお伝えしましたとおり、渡航情報の引き下げ及び査証免除措置の再開が行われました。)

(5) 医薬品・衛生用品の輸入手続き簡素化(関連資料参照)

墨政府が緊急事態を受けて、医薬品等の輸入手続きを簡素化していることに関して、関連する手続き内容について、当地ジェットロから説明がありました。(了)